

令和5年度 法律専門職専攻「演習科目」募集要項

※ 法律専門職専攻の「演習科目」の履修は、この要項をよく読んだうえで、K-SMAPY II の「アンケート」機能を利用して指定の期間内に応募するようにしてください。

1. 日程

◇ 今回は第Ⅰ期と第Ⅱ期に分けて応募・選考を実施します（第Ⅰ期と第Ⅱ期との違いや、第Ⅲ期や第Ⅳ期の応募・選考手続については、以下の記載を参照してください）。

(1) 第Ⅰ期

応募期間 : 3月3日（金）15時00分～3月9日（木）12時50分
 選考期間 : 3月10日（金）・11日（土）
 結果発表 : 3月13日（月）20時 K-SMAPY IIにて（予定）

(2) 第Ⅱ期

応募期間 : 3月17日（金）12時00分～3月23日（木）12時50分
 選考期間 : 3月24日（金）・25日（土）※教員指定の選考あり
 結果発表 : 3月27日（月）20時 K-SMAPY IIにて（予定）

2. 開講科目

H30年度(2018年度)～入学者		～H29年度(2017年度)入学者	
担当者	科目名(前期／後期)	担当者	科目名(通年)
岩元 恵	憲法応用演習Ⅰ(前期) 憲法応用演習Ⅱ(後期)	岩元 恵	憲法応用演習
甘利航司	刑法応用演習Ⅰ(前期) 刑法応用演習Ⅱ(後期)	甘利航司	刑法応用演習
一木孝之	民法応用演習Ⅰ(前期) 民法応用演習Ⅱ(後期)	一木孝之	民法応用演習Ⅰ
高橋信行	行政法応用演習Ⅰ(前期) 行政法応用演習Ⅱ(後期)	高橋信行	争点研究演習(行政法)(～H27/2015) 行政法応用演習(H28/2016～)
大島一輝	争点研究演習(会社法A)(前期) 争点研究演習(会社法B)(後期)	大島一輝	会社法応用演習(～H27/2015) 争点研究演習(会社法)(H28/2016～)

※ カリキュラム上、入学年度によって科目名は異なりますが、内容は同じです。

※ 各科目の概要については、『法律専門職専攻「演習科目」内容紹介』を参照してください。

3. 履修条件

◇ 半期開講と通年開講の別を問わず、「演習科目」の履修には一定の科目の単位修得が条件となっています。各演習の履修条件については、下表のとおりです。

科目名	履修条件
憲法応用演習Ⅰ（前期） 憲法応用演習Ⅱ（後期）	「憲法ⅠA」・「憲法ⅠB」・「憲法ⅡA」・「憲法ⅡB」のすべてが修得済みであること
憲法応用演習	「憲法Ⅰ」・「憲法Ⅱ」が修得済みであること
刑法応用演習Ⅰ（前期） 刑法応用演習Ⅱ（後期）	「刑法総論Ⅰ」・「刑法総論Ⅱ」・「刑法各論Ⅰ」・「刑法各論Ⅱ」のすべてが修得済みであること
刑法応用演習	「刑法総論」・「刑法各論」が修得済みであること
民法応用演習Ⅰ（前期） 民法応用演習Ⅱ（後期）	「民法・総則」・「民法・物権」・「民法・債権総論」・「民法・債権各論」のすべてが修得済みであること
民法応用演習Ⅰ	
争点研究演習（会社法A）（前期） 争点研究演習（会社法B）（後期）	「会社法ⅠA」・「会社法ⅠB」が修得済みであること
会社法応用演習（～H27/2015） 争点研究演習（会社法）（H28/2016～）	「会社法」が修得済みであること
行政法応用演習Ⅰ（前期） 行政法応用演習Ⅱ（後期）	「行政法ⅠA」・「行政法ⅠB」が修得済みであること
争点研究演習（行政法）（～H27/2015） 行政法応用演習（H28/2016～）	「行政法Ⅰ」が修得済みであること

※ 演習科目については、同一学年において8単位まで履修することができます。

※ 「憲法応用演習Ⅰ」、「憲法応用演習Ⅱ」、「刑法応用演習Ⅰ」、「刑法応用演習Ⅱ」、「民法応用演習Ⅰ」、「民法応用演習Ⅱ」、「行政法応用演習Ⅰ」、「行政法応用演習Ⅱ」及び「争点研究演習」については、同一学年において8単位まで履修することができます。

※ 「憲法応用演習Ⅰ」、「憲法応用演習Ⅱ」、「刑法応用演習Ⅰ」、「刑法応用演習Ⅱ」、「民法応用演習Ⅰ」、「民法応用演習Ⅱ」、「行政法応用演習Ⅰ」、「行政法応用演習Ⅱ」については、同一教員が担当する同一科目名の演習や担当教員が異なる同一科目名の演習であっても、2年連続して履修することができますが、4単位を超えて履修することはできません。

※ 「争点研究演習」については、シラバスにおいて題目・テーマで示されている内容が異なる場合には複数履修することができます。また、シラバスにおいて題目・テーマで示されている内容が同一であっても、2年連続して履修することができます。ただし、いずれも4単位を超えて履修することはできません。

4. 応募手続

(1) 一般的注意事項

- ◇ 第Ⅰ期および第Ⅱ期ともに、K-SMAPYⅡの「アンケート」機能を利用して応募してください。
- ◇ 第Ⅰ期では、履修を希望する演習の順位（第1～3希望）をつけて応募してください。
- ◇ 第Ⅱ期では、2つ目の演習科目として履修したい科目を1つだけ選んで応募してください。

※ 第Ⅰ期において、履修を希望する演習の順位を適切に付していない場合（例：第1希望のみ記載、第1～3希望すべて同一の演習を記載など）、いずれの希望にも沿うことができず、不合格となったり、履修する演習が適宜割り振られたりすることがあります。

※ 同一年度に2つの「演習科目」を履修することは可能ですが、その分負担が大きくなる可能性があります。2つ目の「演習科目」の履修については、慎重に検討したうえで応募するようにしてください。

(2) 入学年度別の注意事項

①H30年度(2018年度)～入学者

- ◇ すべての「演習科目」が半期ごとに開講され、半期ごとの履修が可能です。
 - 次年度前期開講の上記演習1つを履修したい場合（例：「憲法応用演習Ⅰ」を履修する）、第Ⅰ期にその応募をするようにしてください。
 - 次年度前期開講の上記演習をさらに履修したい場合（例：「憲法応用演習Ⅰ」と並行して「行政法応用演習Ⅰ」を履修する）、第Ⅱ期にその応募をするようにしてください。
 - 次年度後期開講の上記演習を履修したい方は、6月に実施予定の第Ⅲ期または／および第Ⅳ期にその応募をするようにしてください（詳細は追って告知します）。

②～H29年度(2017年度)入学者

- ◇ すべての「演習科目」が通年で開講されています。
 - 次年度に1つの演習を履修したい場合、第Ⅰ期にその応募をするようにしてください。
 - 次年度に2つの演習を履修したい場合、第Ⅰ期および第Ⅱ期にそれぞれ応募をするようにしてください。

★ 入学年度ごとに各期で応募可能な科目は、下表のとおりです。

	応募可能な科目	
	H30 年度(2018 年度)～入学者	～H29 年度(2017 年度)入学者
第 I 期 〔3 月〕	憲法応用演習 I 刑法応用演習 I 民法応用演習 I 争点研究演習 (会社法 A) 行政法応用演習 I	憲法応用演習 刑法応用演習 民法応用演習 会社法応用演習／争点研究演習 (会社法) 争点研究演習 (行政法)／行政法応用演習
第 II 期 〔3 月〕	憲法応用演習 I 刑法応用演習 I 民法応用演習 I 争点研究演習 (会社法 A) 行政法応用演習 I	憲法応用演習 刑法応用演習 民法応用演習 会社法応用演習／争点研究演習 (会社法) 争点研究演習 (行政法)／行政法応用演習
第 III 期 〔6 月〕	憲法応用演習 II 刑法応用演習 II 民法応用演習 II 争点研究演習 (会社法 B) 行政法応用演習 II	
第 IV 期 〔6 月〕	憲法応用演習 II 刑法応用演習 II 民法応用演習 II 争点研究演習 (会社法 B) 行政法応用演習 II	

5. 選考方法

(1) 第 I 期

◇ できる限り応募の際の希望を実現できるように割り振ります。ただし、希望者多数のため、そのままでは授業の実施が困難であると判断される演習については、下位順位の希望を考慮しながら、法学部教務委員会で履修者数を調整します。

(2) 第 II 期

◇ レポートや面接等による選考となります。

※ 選考方法については、後日、公開されます『法律専門職専攻「演習」第 II 期募集選考方法等について』をご覧ください。

6. 注意事項

◇ 履修が決定した演習の履修の取消しまたは変更は、認められません。

◇ 履修条件を満たしていない演習に応募した場合、当該応募は無効となります。

◇ 第 II 期において、第 I 期で選考から漏れた演習に再度応募した場合、当該応募は無効となります。

◇ 不明な点等については、教務課にお問い合わせください。